

経 済 港 湾 委 員 会 記 録 (No.18)

1 日 時 令和8年2月5日(木)
午前10時00分 開会
午前10時39分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員(8人)

委 員 長	渡 辺 修 一	副 委 員 長	三 宅 まゆみ
委 員	菊 地 公 平	委 員	上 野 照 弘
委 員	富 士 川 厚 子	委 員	大 石 正 信
委 員	井 上 しんご	委 員	松 尾 和 也

4 欠席委員(1人)

委 員 香 月 耕 治

5 出席説明員

産業経済局長	柴 田 泰 平	地域経済振興部長	丸 山 保
雇用・産業人材政策課長	小 西 康 平	港湾空港局長	倉 富 樹一郎
港湾工事担当部長	井 上 康 一	工事課長	牛 島 和 充
			外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長 伊良皆 公 一 書 記 西 嶋 真

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第64号 社会的養護経験者の自立支援強化（市営住宅活用と就労支援枠の拡充）について	継続審査とすることを決定した。
2	「太刀浦第1コンテナターミナルコンテナクレーン更新事業」の公共事業評価に関する市民意見を踏まえた市の対応方針について	港湾空港局から別添資料のとおり報告を受けた。
3	行政視察について	各委員から行政視察先の提案を受け、視察先の優先順位を決定することとした。
4	公営競技を活用した観光振興と地域貢献について	ボートレース若松の視察を行うことを決定した。

8 会議の経過

○委員長（渡辺修一君）開会します。

本日は、陳情の審査を行い、港湾空港局から1件報告を受けた後、所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第64号、社会的養護経験者の自立支援強化、市営住宅活用と就労支援枠の拡充についてを議題とします。

事務局に文書表を朗読させます。事務局。

（文書表の朗読）

本件について、当局の説明を求めます。雇用・産業人材政策課長。

○雇用・産業人材政策課長 陳情第64号、社会的養護経験者の自立支援強化、市営住宅活用と就労支援枠の拡充についてのうち、当局からは、若者ワークプラザにおける就労支援枠の強化に関する考え方と取組について説明いたします。

社会的養護経験者が進学や就労、住まいの確保といった面で困難を抱えやすい状況にあることは認識しており、その自立を支援することは市として重要な課題であります。このため、本市では、社会的養護経験者に対し、関係機関が役割分担を行いながら連携する支援体制を構築しており、その相談窓口としてHANAS“YELL”が生活面の相談を受け付け、必要に応じて関係機関につなぐ役割を担っております。就業支援につきましては、若者ワークプラザにおいておおむね40歳までの若年層を対象に、相談者の生活状況や働く意欲、体調、仕事を継続するための基礎的な能力を把握した上で、専門カウンセラーが一人一人に寄り添った支援を行っているところでございます。さらに、厚生労働省と福岡県が運営する北九州若者サポートス

ーションとも連携し、働くことに悩みを抱えるニートなどの若者の就労支援も行っているところでございます。

これらの関係機関で定期的な連携会議も開催しており、各機関の取組状況や支援内容について情報共有を行い、支援方針の整理や役割分担を確認した上で必要な支援へ円滑につなげる体制を整えております。こうした連携による支援の一例といたしましては、児童養護施設退所後に就職したものの離職し、家庭不和により住居を喪失した若者に対し、HANAS“YELL”が生活面の支援及び関係機関との調整を行い、若者ワークプラザが就労支援を担うことで、生活の再建と安定就労につながった事例もございます。

今後も、社会的養護経験者についても特別の枠を設けるのではなく、他の相談者同様に、本人の意向を尊重しながら個々の状況に応じた就労支援を行ってまいりたいと考えております。引き続き、関係機関との連携を一層強化し、社会的養護経験者を含む困難を抱える若者一人一人に寄り添い、その就労と自立に向けた支援に継続して取り組んでまいります。以上になります。

○委員長（渡辺修一君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

それでは、質問、意見はございませんか。大石委員。

○委員（大石正信君） 社会的養護経験者への自立支援ということで、児童養護施設や里親家庭を退所後に自立生活を始めた若者がいかに自立していくのかと。しかし、両親がいないために、居住や就職について、保証人の問題とか、大きなハードルがあると。縦割り行政になっているので、HANAS“YELL”とか連携をやっていると言われましたけども、こういう人たちが、ややもすれば生活保護につながっていったという例もありますので、そうならないような行政間のつなぎ、これをどうするのかということで、今回、3つの委員会にまたがって陳情審査が行われていると。その連携について、先ほどはHANAS“YELL”とかを含めてやっていると言われましたけど、では、若者ワークプラザで社会的養護経験者の相談件数、どういう内容でどういうサポートを行っているのか、そういう状況は把握されていますでしょうか。

○委員長（渡辺修一君） 雇用・産業人材政策課長。

○雇用・産業人材政策課長 若者ワークプラザにおきましては、現在、社会的養護経験者の相談という数字は集計しておりません。

○委員長（渡辺修一君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 件数はつかんでいなかったとしても、先ほどHANAS“YELL”という形で関係部局と連携をしていると言われたので、ぜひそういう内容、具体的にどんな相談があって、本当にそこにつながったのかという連携はしっかりしないと、つなぎましたということだけではですね。今回の陳情が出されているのは、そういう縦割り行政の下で、その隙間が出てきていることを言われていると思うんですよね。その趣旨をしっかりと酌んでいただき

たいんですけども、社会的養護経験者が就職時に保証人を求められ、両親等がないために就職や応募を断念したと、こういう事例は把握されていますか。

○委員長（渡辺修一君）雇用・産業人材政策課長。

○雇用・産業人材政策課長 就職につきましては、業種、業態によっては保証人を求める職もございます。具体的に言いますと、金融、保険、不動産業であったりとか警備、物流、配送業とかIT、情報通信とか、現金とか重要な書類を扱うとか個人情報とかを取り扱う職種については保証人を求める場合がございます。社会的養護経験者の方が保証人となる方がいないケースも中にはあると思いますけれども、その場合については、国で身元保証人確保対策事業をしております、社会的養護経験者は児童養護施設であったり里親の方とのつながりがございますので、そういった方を身元保証人ということで、それに対しての保証の分の金額等については国、市で支援を行っているところで、その身元保証人確保対策事業を使って、就職時であったり賃貸住宅の契約をする場合、大学に入学する場合と、そういった形で保証人を求められる場合はその事業を使って対応しているということでございます。以上です。

○委員長（渡辺修一君）大石委員。

○委員（大石正信君）私が、若者ワークプラザに連絡したら、保証人確保まではやっていないと言われたんで、この身元確保は国の事業ですかね、そういうのがあるということなんで、それが本当につながっていているのか。制度はあったとしても、昨日確認したときには、身元保証人を確保するまでしていないと言われたんですよね。就職する場合に保証人が要らない場合もあると今言われたんですけど、要る場合もあるということなんで、そういう制度があるんだったらきちんとつないでいただきたいと思います。

それと、ここで書いているのは、特別枠を設けてほしいということを言われていますよね。若者ワークプラザによると、立ち入って本人の生い立ちだとかは聞いていませんと言われたんで、特別枠なり、そういうコーナーなりがあれば相談しやすい。例えば銀行なんかでもありますよね。1番カウンターは振込ですよ。2番カウンターはお金を貸すところとか、ありますよね。だから、特別枠をつくるのが難しいのであれば、そういうコーナーを設けて、障害をお持ちの方でも障害者枠で入っていない、障害者枠で行かれる方もおられると思うんですけどね。こういう陳情が生まれてきているというところには、そういう隙間があるからこういう陳情が出てきていると思うんですよね。だから、そういう特別枠を設ける。設けていないんだったら、どんな相談があって、本当にサポートがつながっているのかどうなのかというのを把握すべきだと思いますけど、その考えはいかがでしょうか。

○委員長（渡辺修一君）雇用・産業人材政策課長。

○雇用・産業人材政策課長 相談に来る案件は様々ございます。苦労もなく、すぐ就職が決まる方もいれば、離職を繰り返して就職に向けての悩みがある方もいらっしゃいます。我々もYELL、サポートステーションとも連携をしながらということで、例としましては、30歳代男

性の相談者なんです、不登校とか中退とかを繰り返して、仕事もなじめず離職を繰り返しているということで、就職に対してちょっと後ろ向きな方がいましたが、若者ワークプラザにYELLからつないでいただいて、そこで自己分析を、どういうところが課題なのかというところで、それでいくと、原因が今までの自分の学生生活だったりもありますし、もしかすると前職の人間関係だったりとか、個々によって事情が異なります。そういった自己分析と、それに合う企業を若者ワークプラザでも就職先を決めて、段階的に就職活動というのを伴走しておりますので、やはり個々のケース、障害があるなしもありますし、社会的養護経験があるなしもありますし、いろいろと個々で違います。離職の数、繰り返した数とか、個々人によって違いますので、一人一人の状況に応じたサポートをやっていきたいということで考えております。

○委員長（渡辺修一君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 障害をお持ちの方は、障害者手帳があって、障害者のサポートセンターもウェルとばたにあると。そういう中で、障害者枠じゃなくて健常者枠で入る人もおられれば、障害者枠で作業所だとか、そういう形もありますけど、社会的養護経験者は両親がおられないというだけで、民間の住宅でも保証人がないと入れませんよね。就職の際でも保証人が要るところもあるというところで、やっぱり行政の隙間、はざま、そういう問題が出てきていると思うんですよね。だから、そういう形で特別枠を設けられないと言うならば、それなりの状況を把握していただきたい。先ほど件数も分からないと言われたんで、件数だとか、どういう内容で行ったのか。そして、ただ就職を紹介するだけで終わりじゃ駄目だと思うんですよね。中途退職者が多いという状況もありますので、寄り添って、伴走型で対応していただきたいと思いますが、その支援体制はどのようになっていますでしょうか。

○委員（大石正信君） 雇用・産業人材政策課長。

○雇用・産業人材政策課長 我々も、ただ就職するだけではなくて、いかに定着していただくかが重要になってまいります。若者ワークプラザにおきましても、職場定着のフォローということで、昨年度でいきますと、令和6年度で約1,000人の方の就職が決まっております。就職後のフォローといたしまして、その1,000人の方に対して文書、メール等で、まず今の就職状況はいかがですかということで、就職1週間後であったり1か月後、半年までの期間にかけて状況を把握しております。特に、相談の内容によっては、離職を繰り返している方とか、個々によって事情が違いますので、そういった方にはより丁寧に、ふだんであればメール、文書、電話等での対応ですけど、一度対面で話しませんかとか、そういったより手厚い職場定着のフォローを行っておりますので、それは引き続き行いつつ、定着していただくように努めていきたいと考えております。

○委員長（渡辺修一君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 社会的養護経験者が直面しているのは、住まいにしても保証人が要するというのが前提になっています。そうであるならば、市営住宅では保証人が要らない、上層階は

空いている。そういうことで、都市戦略整備委員会の中で今審議されている。生活についても保健福祉子ども委員会で審議されていると思うんですけども、今の社会が、両親がいるということが前提にされた社会だと思うんですよ。社会的養護経験者は、両親がいないというだけで、就職にしても居住にしても、なかなか自立できない状況があるわけですよ。だからこういう陳情が出てきていると思うんで、基本的には特別枠を設けて、気軽に相談する、カウンセラーもそういう対応ができたらいいいと思うんだけど、特別枠を設けるといって、一応、若者ワークプラザに連絡したら、できないことはないですよみたいなことを言われたんですけど、それはどう考えておられますか。

○委員長（渡辺修一君） 雇用・産業人材政策課長。

○雇用・産業人材政策課長 我々としたしましては、やはり個々の状況が、10人いたら10人、状況が違うことがございます。じゃあ、いろんなカテゴリーでくくるかということ、相談内容、いろいろと事例としては我々とも情報共有しておりますけれども、我々としてはそういった枠を設けるのではなくて、個々の状況に寄り添った支援を専任のカウンセラーの方が一人一人丁寧に対応しておりますので、引き続きしっかりとやっていきたいと考えております。

○委員長（渡辺修一君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 特別枠は設けないということであるならば、やっぱり今の社会は両親がいることを前提とした社会になっている。そういう中で、両親がいないというだけで就職にしても居住にしても困難を抱えている、ハードルが大きいという状況が、この陳情に込められた内容だと思うんですよ。それは、行政の隙間の中で我々が手を差し伸べていくことが求められていると思います。だから、特別枠を設けないということであるならば、寄り添った対応、これをぜひ考えていただきたいということを要望して、終わります。

○委員長（渡辺修一君） 上野委員。

○委員（上野照弘君） 質問させていただきたいと思います。

陳情文書表を読んで、本当に深刻だし、切実だなと思っています。若松区も児童養護施設が2つありまして、僕も幼少期の頃から児童養護施設で育っている友達がたくさんいました。30年も前の話になるんですけども、児童養護施設を退所すると、どこに行ったか分からなくなってしまふ友達もたくさんいたのも事実であります。今はHANAS “YELL” であったりとか若者ワークプラザとかという、そういった支援する場所が充実してきたんだなとは感じていますが、例えば児童養護施設を10人が退所したら、その10人のうち何人がHANAS “YELL” の存在を知っているのかなど。退所者にどうやってHANAS “YELL” の存在を、困ったら、ここへ行ったらちゃんと相談聞いてくれるんだよということをどういうふうにお伝えしているのかを確認のためにお尋ねさせていただきたいのと、それと、今、世の中、物すごい人手不足でありますので、若者ワークプラザと市内の中小零細企業のつなぎ方はどうなっているのかを教えていただきたいと思います。

○委員長（渡辺修一君）雇用・産業人材政策課長。

○雇用・産業人材政策課長 HANAS “YELL” につきましては、大変申し訳ございません、子ども家庭局の所管になりますので、児童養護施設、里親、ファミリーホームなどを退所された方にどういう情報共有しているかというところは確認が取れておりませんが、HANAS “YELL” につきましては、児童養護施設、里親、ファミリーホームなどの退所を控えた子供、もしくは退所した若者を対象とした専用の窓口でございますので、その施設との連携は取れているものと考えておりますので、こういう相談窓口があるというところは周知されているのではないかと考えております。

若者ワークプラザと中小企業、いろんな市内の企業の連携等につきましては、若者ワークプラザと、あと、我々の市内の求人の情報を集めた、しごとまるごと情報局というサイトがございます。そこに中小企業の方、人手不足で人が欲しいという方は登録していただいております。そこで求人情報も掲載していますので、そこと来られた、相談があった方とのマッチングという形でも連携は取っております。それ以外にもセミナー等もございますし、いろいろと企業さんとのつながりは若者ワークプラザで行っているところでございます。以上になります。

○委員長（渡辺修一君）上野委員。

○委員（上野照弘君）ありがとうございました。引き続き、児童養護施設を退所した若者たちに寄り添っていただいて、就労支援のお手伝いをしていただきたいと思いますと思うんですけども、施設を出たからといって、いきなり大手企業に勤めるというのはなかなか難しいと思いますし、一気に金融機関、銀行で働き出したというのもどうなのかなというところでもあるんですね。でも、中小零細企業、3人でやっている会社とか、ものづくりの工場であったりとか町工場であったりとか、ウエルカムなところって物すごくたくさんあると思いますので、ぜひそういったところとも退所者の人たちをつなげていただきたいと思います、お願いをさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（渡辺修一君）菊地委員。

○委員（菊地公平君）いろいろ対応、市でいろんな制度等々があって支援できる体制があるというのは分かったんですけど、それでも今回こういうふうに、わざわざ陳情という形で上がってきた事実というのは重く受け止めなければいけないのかなと思います。複数の局にまたがっている部分だとは思いますが、ここでお伺いするとしたら、若者ワークプラザ側で今後このような話が出てこないようにするために具体的なこういう対応ができると、何かお考えがあれば教えていただければと思います。

○委員長（渡辺修一君）雇用・産業人材政策課長。

○雇用・産業人材政策課長 今後、若者ワークプラザにつきましては、今回の陳情をいただいた、こういった事例の部分も含めて個々の事例が非常にございますので、若者ワークプラザだけでは解決できない事案というのは多数ございます。そういった部分につきましてはしっかり

と関係機関との、縦割りにならず横のつながりをもっと強化しながら、今、現時点でも関係機関、YELL、サポートステーション、若者ワークプラザと産業経済局と子ども家庭局が入った連絡会議をやっておりますけれども、その情報もしっかりと密にしながら、どんな事例がどういう対応で就職につながったとか、そういった細かな事例を共有しながら、しっかりとタグを組んで対応していきたいと考えております。

○委員長（渡辺修一君） 菊地委員。

○委員（菊地公平君） 執行部側の思いは受け止めます。ただ、同じようなことを言われないためには、ただ単純に連携強化しますということじゃなくて、それをどういった形に落とし込むかとか、そういったところをもうちょっと具体的に協議していただきたいと要望させていただきます。

特別枠をつくるかつからないかとか、それだけの議論ではなくて、先ほど上野委員がおっしゃったように、どうすればこういった制度があるときちんと必要な人に伝えられるか。伝わってれば、こういう陳情は上がってこないはずなので、その辺の周知も含めて、具体的にどういう制度、どういうやり方をすれば同じようなことが起きないのかという視点で体制整備していただきたいと要望させていただきます。以上です。

○委員長（渡辺修一君） ほかにございませんか。井上委員。

○委員（井上しんご君） お伺いします。

今回の難しさというのは、一つに、仕事だけじゃなくて、家の確保という部分でも困難さがあると思います。私も過去、高校を卒業して親に勘当されたときに沖縄県に働きに行ったんですけど、すぐ帰ってきて、家にも帰れずに、たまたま祖母の家があったんで、そこに身を寄せてということが可能でした。社会的養護経験者というのは、そういった実家的なものが弱いという部分が困難だと思っています。

私も過去、相談があったケースで、児童養護施設を退所されてしばらく働いたんですけども、二十歳ぐらいで仕事を辞めて、でも家がないと、実家もないということで、取りあえず施設に空き部屋があったから、そこに一旦身を寄せていただいたんですけども、今は18歳以上でも受け入れになってはいるけども、実際、施設側としても、二十歳の大人でたばこも酒もする方はされると。18歳以下を想定した施設としてはなかなか一緒に生活が難しいと言っておりました。私たちは寮付きの仕事を一緒に探して、何とか荻田町のほうに仕事が決まって行かれたんですけども、そのときも若者ワークプラザに相談に行くというふうにはなっていなかったんですね。先ほどお伺いしたら、今は、いろんな福祉の分野とかと連携、会議をやっていますよという話がありましたし、この相談が4年ぐらい前ですから、現在、広報として児童養護施設で、就職支援とかを若者ワークプラザで対応できますよと。先ほど、個別に対応できるというお話でしたので、そういった関係性になっているのかという点が一つと、若者ワークプラザは何回か紹介したことがあるんですけども、私の今までのイメージは、主にひきこもりとか、社会に出る

のをまだためらっている方たちを何とか社会に行かせようという部分でのきめ細やかな対応をしていただいた経験があります。今回のケースは、家の問題というさらに難しい課題、ひきこもりの方とはまた違った困難さがあると思うんですけども、そういった児童養護施設の方の背景、ここに言われているような背景を若者ワークプラザのスタッフで共有というか、学習会などを開く、または施設にどういった困難さがありますかということを日常的に聞き取りして、一人一人に対応できるような体制という部分での、どういう学習というか、そういう状況についてお聞かせください。以上です。

○委員長（渡辺修一君） 雇用・産業人材政策課長。

○雇用・産業人材政策課長 児童養護施設退所者の方をいかに就労支援で若者ワークプラザにつなげていくかという周知につきましては、YELLであったりサポートステーションとか、国、県がつくっている施設がございますけれども、そういったところを通じてより周知を行っているところでもありますけれども、先ほどもございましたが、まずはどこに相談したらいいのかという方も少なからずいる状況ではございますので、そういった声がないように、周知はしっかりと行っていきたくと考えております。

若者ワークプラザにつきましては、専任のカウンセラーが数名いらっしゃいます。Aさんに対してはカウンセラーの方が変わらず行うということで、1人のカウンセラーで完結することになりますので、そういった成功事例というか、失敗事例というか困難事例も含めてですけども、そういったところは各若者ワークプラザ内で共有をして、就職に結びつく、結びつかなかった、どういったのが課題だったのかという共有は常日頃から行っておりますので、それは引き続き中での共有、若者ワークプラザだけではなく関係機関にも情報共有ができるようには行ってまいりたいと。そこはしっかりと強めていきたいということで考えております。以上です。

○委員長（渡辺修一君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。せっかくそういったスタッフがいらっしゃって、状況も把握できるということでしたので、自分もそういう相談があって、そういった課題があるということを知りましたので、もっともっと児童養護施設の方、一人一人、ぜひそういった日常の連携とか、こういうところに相談できますよという広報も含めて対応していただきたいと思っております。以上です。

○委員長（渡辺修一君） ほかにございませんか。

それでは、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで本日の報告に係る職員を除き退室願います。

(執行部入退室)

次に、港湾空港局から、太刀浦第1コンテナターミナルコンテナクレーン更新事業の公共事業評価に関する市民意見を踏まえた市の対応方針について報告を受けます。工事課長。

○工事課長 それでは、お手元に配付しております資料、太刀浦第1コンテナターミナルコンテナクレーン更新事業の公共事業評価に関する市民意見を踏まえた市の対応方針について説明いたします。

本事業につきましては、令和8年度の事業化に向け、北九州市公共事業評価システム要綱に基づき公共事業評価を行っており、令和7年12月11日に開催の当委員会におきまして、事業内容や市民意見募集の方法等について報告したところです。このたび意見募集期間が終了し、検討会議等の意見を踏まえた市の対応方針を決定したため、報告いたします。

まず、1、市民意見の募集結果について説明いたします。

恐れ入ります、2ページ目を御覧ください。1、意見募集期間について、市民の意見をいただくために、検討会議の結果を踏まえた市の対応方針案を示した上で、令和7年12月18日から令和8年1月16日までの30日間、市民意見を募集いたしました。

次に、2、意見提出状況でございます。4名の方から意見が提出されました。

続けて、3、提出された意見の概要及びこれに対する本市の考え方について説明いたします。

まず、事業の実施について、1番目の港の競争力を高め、地域経済にもいい影響を与える。2番目の事業の必要性は十分にある。3番目、港で働く方々の安全確保になる、また、施設トラブルを防げるといった意見がありました。一方、4番目、財源が地方債であり、大きいクレーンは必要ないという意見もありました。しかし、これにつきましては、本市としましてはクレーンの大型化は港の強化を図る上で必要で重要な事業であり、また、事業費はクレーンの使用料収入で賄い、十分な採算性があると考えております。

次に、3ページ目を御覧ください。更新後のクレーン規格について、1番、耐震性や風への強度等を見直してもよいと思う。2番目、同一メーカーのクレーンがそろそろ安定した運営につながるという意見がございました。これらの意見は、事業を進める中で反映していきたいと考えております。

また、事業費について、1番、計画した予算の範囲内で事業を進めてほしいという意見がありましたが、本市としましては、コスト縮減等、経済性に配慮しつつ事業を進めてまいりたいと考えております。

その他の3件を含めまして全体として10件の意見が寄せられましたが、計画を修正するといった意見はありませんでした。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。次に、2、市の対応方針でございます。検討会議等で示された意見を踏まえ、計画どおり実施することといたしました。

最後に、3、今後の手続ですが、2月16日から各区役所等での閲覧、市ホームページでの公

開という形で市の対応方針を公表いたします。公表資料につきましては4ページから9ページ目までに添付してございますので、後ほど御確認ください。

以上で報告を終わります。

○委員長（渡辺修一君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

それでは、質問、意見はございませんか。菊地委員。

○委員（菊地公平君） 僕からは一つ確認というか、前回、費用の資金調達の御説明があったかと思うんですけども、先ほどコスト上昇にはしっかり対応していくというところだったので、確認したいのは、今の見積りで出ているこの金額が実際に建てるときにしっかりこのままの金額でいけるのかどうかというのが一点。それと、今、調達金利がここ半年ぐらいで大分上がってきて、2%ぐらいになってきていると思います。資金の調達方法について一応確認させていただければと思います。

○委員長（渡辺修一君） 工事課長。

○工事課長 工事費に関しましては、今、物価が上がっておりますので、その見込みを一応2%程度踏まえた上で、現在の見積りから伸びていくと想定した上で全体事業費を計上してございます。資金調達になりますと、財政・変革局との話もあるので細かいところは分かりませんが、基本的には特別会計事業の中で進めていきたいと考えてございます。以上です。

○委員長（渡辺修一君） 菊地委員。

○委員（菊地公平君） 今、まさに金利の上昇局面にぶち当たっている状況だと思います。なので、恐らく、コストの算定に関しても単純に、事業費もそうですけども、2%バッファーを取っているって話ではありましたが、それ以外にも、例えば金利1%、今から実際に調達するタイミングまで1年先とかになって、そのとき3%とか4%でしたって言ったら、最終的に支払う金額、その後20年とか30年の事業だと思いますので、大きく変わってくると思うんですね。その辺の想定とか、ここで全て回答というのは難しいかもしれませんが、財政・変革局としっかり話していただいて、どういう手だてがあるか、この局面が見えているのであれば、事前に先回りしての対応であったりとか、金融機関からもっと情報を取るとか、そういった下準備がすごく重要になってくると思いますので、その対応もしっかりお願いしますということで、要望とさせていただきます。以上です。

○委員長（渡辺修一君） ほかにございませんか。

ほかになければ、以上で報告を終わります。

次に、所管事務の調査を行います。

まず、行政視察についてお諮りします。行政視察については、所管事務の調査に資するため、先進的な取組を行っている都市や、その取組が今後の本市の行政に役立つと思われる都市などを中心に実施したいと考えております。このため、委員の皆様にご調査事項に適した視察先の案

を御提示いただき、正副委員長案としてお示ししたいと思います。その案の中から皆様の御意見を伺い、受入れ交渉等を行うため、視察先の優先順位を決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。なお、視察先の案につきましては、2月19日までに事務局に提出をお願いいたします。

次に、公営競技を活用した観光振興と地域貢献についてを議題とします。

本日は、本事件の調査の一環としてボートレース若松の視察を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのとおり決定いたします。なお、委員派遣要求書を議長宛てに提出しますので、御了承願います。

以上で会議を終了いたします。

経済港湾委員会 委員長 渡辺修一 印